

実名の公表における課題と法的検討

— SNS 時代の報道被害 —

Issues and Legal Analysis on Reporting of Real Name in Criminal Cases
— Trial by Media in the rise of SNS —

深 町 浩 祥

Hiroyoshi FUKAMACHI

要 旨

報道機関による実名報道について、これまで被疑者の犯人視報道や名誉毀損・プライバシー侵害など、加害者側の報道被害に関する研究がなされてきた。一方、犯罪被害者等が直面する実名報道の問題に関する研究は十分とはいえない。さらに、加害者の実名報道に関して、加害者と生活を共にしてきた加害者家族の報道被害については十分に認識されていない状況である。

近年の SNS の隆盛により、報道機関だけでなく、一般の人々も情報発信を容易にできるようになった。そのような状況下で実名が知られると、誹謗中傷が加害者だけではなく被害者に対してもインターネット上に氾濫するなど、二次被害が起きることがある。

そこで本稿では、メディアスクラム等による報道被害の実例を取り上げ、インターネット等の情報技術や SNS が発達した現代的な実名報道の課題と、報道被害を受けた被害者等の権利救済の方法について法的検討を行った。

その結果、警察による実名発表については明確な法的な根拠はないと解されることを示した。そして、プライバシーや名誉が被侵害利益となり、被害者の同意なき実名発表は原則として国家賠償法上違法と解されること、また、被害者の同意なき場合の実名報道は原則として違法であり不法行為が成立すると解されることを明らかにした。

実名の公表の在り方は、現代の情報技術の発達や運用方法の変化に合わせて判断されるべきであり、その対応は、被害者のみならず被疑者や特定少年等の加害者、そしてそれぞれの家族においても配慮されるべきであることを示した。

キーワード：実名報道、犯罪被害者、加害者家族、国家賠償法、プライバシー

はじめに

日本の芸能プロダクションにおける性加害問題が、2023（令和5）年3月海外メディア¹において報道された。これまでも同プロダクションの性加害問題について告発されてきた²が、利害関係のある大手の報道機関では報道されることがなく一般の人々が知ることはなかった。しかし、今回は海外メディアによる告発と、その後、性的虐待を受けたとする元所属タレントのひとりが日本外国特派員協会での記者発表を行った³こともあり、被害者による実名での告発が続き⁴、日本でも次第に報道されはじめ⁵、多くの人々が知ることとなった。性犯罪被害者の実名報道と告発は、性加害問題の真実性を強化し国内外に大きな衝撃を与えた。

実名報道に関する先行研究としては、被疑者⁶の犯人視報道⁷や名誉毀損・プライバシー侵害⁸など、加害者の報道被害に関するものがある⁹。加害者の報道被害については多くの裁判例が存在

1 「J-POPの捕食者：秘められたスキャンダル Predator: The Secret Scandal of J-Pop」『BBC NEWS』
<https://www.bbcworldnews-japan.com/programs/predator-the-secret-scandal-of-j-pop/>（2023年9月7日最終閲覧）

2 ジャニーズ性加害とメディアの沈黙等について、「ジャニー氏の性加害疑惑、なぜ報じなかったのか 弁護士が背景を指摘」朝日新聞デジタル（2023年6月14日付）<https://www.asahi.com/articles/ASR6G61G4R6GUTIL02F.html>（2023年9月19日最終閲覧）。「性加害疑惑は1999（平成11）年に週刊文春が「セクハラ」として報道した。喜多川氏とジャニーズ事務所が発行元の文芸春秋などを提訴し、一審・東京地裁は「真実と信ずる相当の理由があったとはいえない」として名誉毀損を認定。しかし、その後の東京高裁は性加害を伝えた記事の真実性を認め、判決は2004（平成16）年に最高裁で確定した。」

3 「【全文】元Jr.のカウアン・オカモトが「ジャニー喜多川氏の性加害」会見で語ったこと」ニューズウィーク日本版（2023年4月13日付）<https://www.newsweekjapan.jp/stories/culture/2023/04/jr-7.php>（2023年9月7日最終閲覧）。

4 「「70年前、ジャニー氏から自室で性被害」俳優の服部吉次さんが証言」朝日新聞デジタル（2023年7月15日付）<https://www.asahi.com/articles/ASR7H62RQR7HUTIL00W.html>（2023年9月19日最終閲覧）。

5 「“ジャニーズ性加害”とメディア被害にどう向き合うのか」『クローズアップ現代（2023年9月11日放送）』日本放送協会 <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4821/>（2023年9月19日最終閲覧）。

6 警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっている者で、いまだ起訴されていない者。

7 山口正紀「犯罪報道と報道基準の変遷」飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）57頁。

8 喜多村治雄「実名報道と人格権侵害」竹田稔・堀部政夫編『新・裁判実務体系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001年）326-338頁。山田健太「少年事件報道と人格侵害」竹田稔・堀部政夫編『新・裁判実務体系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001年）339-356頁。

し¹⁰、法的な議論も展開されている。加害者に関して裁判所は、報道機関の実名報道をかなり重視する傾向にあり¹¹、実名報道は基本的に許容されているといえる¹²。

一方、犯罪被害者等¹³が直面する実名報道の問題に関する研究は十分とはいえない。さらに、加害者の実名報道に関して、加害者と生活を共にしてきた加害者家族が被る報道被害については十分に認識されていない状況である。

近年の SNS の発達により、報道機関だけでなく、一般の人々も情報発信を容易にできるようになった。実名が知られると、インターネット上に根拠のないまま加害者だけでなく被害者であっても誹謗中傷される書き込みが氾濫するなど二次被害を起こすことがある¹⁴。

警察は実名発表にするか匿名発表にするかの判断を行うが、その判断基準は明確でなく、運用上の透明性や公平性を欠くものとなっている¹⁵。また、実名報道の判断は報道機関が行うが、その判断基準も明らかではない。

近時、被害者の意向に沿った匿名報道（相模原障害者施設「津久井やまゆり園」殺傷事件等）と、意向に反する実名報道（京都アニメーション放火殺人事件）があり、被害者のプライバシーや名誉を考慮した実名報道の在り方が再び問われている。さらに、2021 年改正少年法で定義された特定少年の実名報道の在り方も議論されている。このような状況に対して、あらためて法的根拠を踏まえた警察による実名発表や報道機関による実名報道の具体的な判断基準を検討する必要

9 曾我部真裕『『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に』『Journalism 第 317 号』（朝日新聞出版、2016 年）83 頁。

10 名古屋高判平成 2 年 12 月 13 日判時 1381 号 51 頁（書類送検事実の実名報道に対する名誉毀損を争った事例）や、最判平成 6 年 2 月 8 日民集 8 卷 2 号 149 頁（前科公表に対する名誉毀損を争った事例）など。加害者側が実名報道を争う事例は多い。

11 会田弘継ほか「被害者の実名 必要か否か 二次被害拡大への対処が課題」『Journalism 第 339 号』〔宍戸常寿発言〕（朝日新聞出版、2018 年）76-77 頁。

12 曾我部真裕「報道界挙げて社会と対話を一ネット時代の被害者報道と実名報道原則（京都アニメーション放火事件と報道）」『新聞研究 第 819 号』（日本新聞協会、2019 年）16-17 頁。

13 「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」（犯罪被害者等基本法 2 条 2 項）のことを指す（以降、「被害者等」と表記する）。

14 「平成 26 年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」によると、二次被害の有無について、報道関係者からうけた被害の 2 倍以上がインターネット上での世間の声となっている。警察庁 Web サイト https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h27-1/part2/s2_6c03.html（2023 年 9 月 12 日最終閲覧）。

根岸拓朗「伊藤詩織さんの性被害、元 TBS 記者への賠償命令が確定 最高裁決定」（朝日新聞デジタル、2022 年 7 月 8 日付）<https://www.asahi.com/articles/ASQ7862ZPQ78UTIL02V.html>（2023 年 9 月 7 日最終閲覧）。

15 電動キックボードで女性を転倒させ逃走したとして、容疑者が実名、顔写真（警察車両後部座席）が報道された。新たな移動手段による犯罪の防止の目的があると思われるが、実名報道の在り方が問われている。「電動キックボードでひき逃げ 女を再逮捕 警視庁」産経新聞オンライン（2023 年 9 月 11 日付）<https://www.sankei.com/article/20230911-OH22VRRGCNJE5JH2PZ7UFPZLVA/>（2023 年 9 月 13 日最終閲覧）。

がある。

そこで本稿では、第1に、犯罪事件当事者の実名の公表に関して、関連する裁判例や議論を踏まえて検討を行う。第2に、被疑者及び被害者に関する報道被害の事例を概観したうえで実名報道の課題を明らかにする。第3に、当事者の有する権利について確認し、第4に、警察・報道機関・被害者の三者間の問題として、権利侵害を受けた被害者の救済手段について検討を行うこととする。

犯罪事件当事者の実名が広く一般に知られるまでには、警察から記者クラブに対する情報提供があり、それにもとづき報道機関による報道がなされる¹⁶、という過程を経る。本稿では、警察から記者クラブに対する情報提供において実名を公表することを「実名発表」とし、報道機関による報道を「実名報道」として区別する。また、改正少年法68条による実名・推知報道（少年事件情報の中の加害少年本人を推知させる事項についての報道）の禁止の解禁によって検察により公表される特定少年の氏名については、「実名公表」と表記する。

1 実名の公表

犯罪事件が、親族¹⁷間で起こった場合、親族の中に被害者と同時に加害者が生まれることになる。2022（令和4）年版警察白書¹⁸の殺人¹⁹における被疑者と被害者の関係別検挙状況をみると、親族の割合が46%であり、交際相手10.3%、知人・友人（面識あり）13.9%、面識なし15%に比べて圧倒的に大きな割合となっている。殺人事件の約半数が親族間で発生していることになる²⁰。

16 広く一般に実名報道がなされるまでの経過は、①事件・事故の発生→②捜査の端緒（被害者や目撃者による届出等）→③警察による犯罪の認知→④警察による情報収集→⑤警察から記者クラブに対する情報提供→⑥報道機関による報道→⑦報道機関による取材、となる。花岡貴大「被害者実名報道の法的検討」『東京大学法科大学院ローレビュー Vol.16』（商事法務、2021年）210頁。記者クラブの問題については、清水潔『騙されてたまるか調査報道の裏側』（新潮社、2015年）131-140頁、ディビット・マクニール「日本の記者クラブの問題は外国人記者の扱っただけではない」『Journalism 第243号』（朝日新聞社、2010年）35-40頁。

17 民法第725条では親族の範囲を6親等内の血族（1号）、配偶者（2号）、三親等内の姻族（3号）としている。

18 「2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 第1節 犯罪情勢とその対策 第1項 刑法犯」令和4年版の警察白書 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/r04/honbun/index.html>（2023年9月14日最終閲覧）

19 刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。殺人の認知・検挙状況は、過去10年（平成24年～令和3年）では900～1000人程度で推移している。

20 「犯罪の温床となりうる家庭」と「家族構成員を守る家庭」について、深町晋也『家族と刑法 家庭は犯罪の温床か?』（有斐閣、2021年）参照。

また、親族間の殺人の被疑者と被害者の関係（続柄は被害者から見た被疑者との関係）別検挙状況は、配偶者が32.8%、親30.9%、子18.3%、兄弟姉妹11.3%となっており、子が少年（20歳未満）の場合は親族の中でも同じ家に住み、家計を同じくする「家族」間における殺人の割合が非常に高いと考えることができる。

親族・家族以外の人物に対して罪を犯した場合でも、家族の中に犯罪者がでると、残された家族は偏見や差別に晒されることになる。特に、警察による実名発表や報道機関による実名報道がなされると住所まで特定され、SNSなどインターネット上で家族の私生活などプライベートについて事実と異なる興味本位な書き込みがなされる。一旦インターネットで拡散されれば、すべてのデータを消去することは不可能であり、デジタルタトゥーとして半永久的にデータが残り、家族全員を一生涯苦しめることになる。

家族の中に加害者をもつ「加害者家族」は英語で「Hidden Victim」（隠された被害者）、「Forgotten Victim」（忘れられた被害者）²¹と表現されることがある。罪を犯していないにも関わらず、批判や差別に晒され、長く苦しむ加害者家族に対して、「被害者」という視点から支援が行われている²²。特に親もしくは少年である兄弟姉妹が犯罪を起こした場合、事件にまったく関与していない子供であっても生涯にわたって差別を受けることがあり²³、「第二の被害者」²⁴といっても過言ではない。

加害者の更生に対する刑事政策としての支援に比べて、被害者支援が十分でないという反省から、被害者家族・遺族を対象とした犯罪被害者等基本法が2004（平成16）年に成立した。そして同法第8条により、政府は犯罪被害者等施策として犯罪被害者等基本計画を策定している²⁵。これにより被害者等に対する支援は充実してきている。

その一方で、家族連帯責任というように家族を一体とみなす傾向が根強い日本社会では、加害者家族への支援は受け入れられにくく²⁶、その理解が進んでいない。現実には加害者家族に対す

21 阿部恭子『加害者家族を支援する一支援の目からこぼれる人々』（岩波書店、2020年）58頁。

22 1988（昭和63）年イギリスに、加害者家族への包括的な支援を行う「POPS（Partners of Prisoners & Families Support Group 受刑者とその家族のパートナー）」が設立された。<https://www.partnersofprisoners.co.uk/>（2023年9月15日最終閲覧）。日本では、2008（平成20）年に全国に先駆けて加害者家族支援を目的として特定非営利活動法人World Open Heartが設立された。参考：阿部恭子編『加害者家族支援の理論と実践 [第2版]』（現代人文社、2021年）ほか。

23 加害者家族の苦悩を真正面から描いた小説として、東野圭吾『手紙』（文藝春秋、2006年）がある。

24 阿部・前掲注（21）58頁。参考：阿部恭子『家族間殺人』（幻冬舎、2021年）。1988（昭和63）年から翌1989（平成元）年にかけて起きた「東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件」では、成人の息子の起こした事件で父親が、2008（平成20）年「秋葉原無差別殺傷事件」では、加害者の実弟がメディアに追われ、それぞれ自ら命を絶った。佐藤直樹『加害者家族バッシング：世間学から考える』（現代書館、2020年）128-134頁。

25 「犯罪被害者等施策」警察庁Webサイト <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>（2023年9月14日最終閲覧）

26 阿部・前掲注（21）59頁。

る根拠なき社会的制裁が、刑期中に一般社会から隔絶されている加害者に比べて非常に深刻であることが一般に認識されていないことにも一因があると考えられる。

日本の犯罪報道のピークは逮捕の前後である。したがって、被疑者の段階で警察による実名発表や報道機関による実名報道が行われることになる。警察の逮捕後、不起訴・無罪になる事例は絶えない²⁷。そのような段階での被疑者・被害者の実名発表・実名報道には、それぞれの家族・遺族に多大な報道被害を生じる可能性がある。本稿では実名の公表について、被害者を中心に検討するが、被疑者（加害者）、被害者家族・遺族と被疑者（加害者）家族も射程に入れることとする。

1-1 実名発表の根拠と課題

実名発表は、警察という国家機関による行為である。警察活動は、警察法2条1項²⁸に規定される責務の範囲内において許されている。したがってすべての警察活動は、警察法2条1項に列挙された責務のいずれかを果たすことを目的としているといえる²⁹。

警察による犯罪事実の公表について、判例³⁰は、警察法2条1項に規定される「犯罪の予防」という警察の責務を果たすことを目的とする行為であり、それは警察の責務の範囲内であると判断した。犯罪事実の公表は、犯人の指名手配を目的とする場合などの特殊な場合を除けば、この公表自体が特定犯罪の訴追に繋がることはない。そのため、犯罪事実の公表の目的は犯罪予防にあるとした上記の判断は妥当である。

上記判例は、被疑者の実名発表を問題にするものであり、被害者の実名発表とは異なる。しかし、被害者は、被疑者と共に犯罪事実を構成する要素であるから³¹、犯罪事実には、被害者も当事者として含まれると考えることができる。よって、被害者の実名を含めた犯罪事実の公表は、警察の「犯罪の予防」という責務を果たすことを目的とした行為であるといえる³²。

27 浅野健一「実名報道の犯罪 流産で行政に相談中に…香川県 20代夫婦不当逮捕事件」『創 第52巻 第1号（通巻第567号）』（創出版、2021年）109頁。

28 「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」

29 酒巻匡「行政警察活動と捜査（2）」『法学教室 第286号』（有斐閣、2004年）55頁。ここで、警察法2条における「責務」とは、警察組織の「任務」を意味するものであるが、責任を負うべきものという趣旨から、「責務」という表現が用いられている。田村正博『全訂 警察行政法解説（第2版補訂版）』（東京法令出版、2019年）23頁。花岡・前掲注（16）223頁。

30 千葉地判昭和46年8月4日判時660号74頁、大阪高判昭和60年6月12日判時1174号75頁。

31 公訴事実（犯罪事実）となる訴因は、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、何をしたかという項目で特定されるところ、このうち加害者は「誰が」（犯罪の主体）に当たり、被害者は「誰に対し」（犯罪の客体）に当たる。松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第4版増補版〕』（弘文堂、2016年）513-515頁。

次に行政機関による公表行為の法的根拠について検討する。

O-157 集団食中毒原因公表事件³³において判例は、誤解を与える内容は相当性を欠き違法な公権力の行使として国の賠償責任（国家賠償法1条1項）³⁴を認めた一方で、行政による公表行為については「制裁又は強制をその目的とするものではなく、非権力的事実行為」³⁵であることや、「行政上の制裁等、法律上の不利益を課すことを予定したもので〔ない〕」³⁶として、直接的かつ具体的な法律の根拠を不要とし、その権利侵害性を否定した。

この点、実名発表される当事者は、実名発表の法的効果として、平穏な日常生活が直接かつ必然的に侵害される。したがって、実名発表は、国民の権利利益を侵害する行為であり、法律上の根拠は必要であると解することができる。

警察による実名発表の法律の根拠³⁷を検討するにあたって、警視庁が記者会見及びホームページ上で、刑事責任を追及できない状態で犯人の断定を伴う説明をしたことについて、国家賠償法1条1項にいう違法なものであるとされた判例³⁸を取り上げる。この判例では警察による公表は主たる責務である捜査活動そのものではないが、「警察の職務に付随し、その責務に属する行為である」といえるから、警察法1条の目的規定及び同法2条の責務規定の適用を受けるものと解するのが相当、とした。このことから、実名発表についても、警察法2条1項が一応の根拠になり得ると解される。しかし、先述の「犯罪の予防」を責務とする警察法2条1項の解釈として、任意の協力を得る以外の公権力行使に関しては、警察法2条1項は法律上の根拠にはならず、他の法律上の根拠が必要と考えられる³⁹。よって、例えば被害者等の同意なき場合の実名発表は、重要な憲法上の権利の侵害を伴う公権力行使であるといえ、警察法2条1項は直接の法律上の根拠とはならないと考えられる⁴⁰。

以上のことから、警察による実名発表は、公法上の権利侵害の問題を有しているといえる。

32 実名を含めた犯罪事実の公表は、当事者を識別させるが、これは実名発表の機能であり、警察活動の目的ではない。

33 東京高判平成15年5月21日判時1835号77頁／高民集56巻2号4頁等。

34 国家賠償法1条制定の意義について、原田尚彦『行政法要論〔第7版補訂2版〕』（学陽出版、2012年）88-92頁。

35 大阪地判平成14年3月15日判時1783号97頁。

36 東京高判平成15年5月21日高民集56巻2号4頁。

37 権力的活動における法律の根拠について、原田・前掲注（34）88-92頁。

38 東京高判平成25年11月27日判時2219号46頁。

39 藤田宙靖「警察法二条の意義に関する若干の考察」『行政法の基礎理論（上巻）』（有斐閣、2005年）〔初出1988年〕394頁。

40 花岡・前掲注（16）224頁。

1-2 実名報道の根拠と課題

報道機関は、その使命として「知る権利」への奉仕・不正の追及と公権力の監視・歴史の記録と社会の情報共有を、また、被害者の実名報道をする理由として、事実の核心・取材の起点・真実性の担保を、さらに、実名報道の意義として訴求力と事実の重み・訴えたい被害者がいること、を挙げている⁴¹。これらを集約すれば、報道機関は、不正の追及と公権力の監視⁴²、訴求力と事実の重み、「知る権利」への奉仕という3点から実名報道が求められること（実名報道主義）を主張しているといえる。

報道機関による国民の「知る権利」を支える報道・取材の自由は、インターネットの発達に伴い個人情報の保護が求められる現在、あらためてプライバシーや名誉の保護との関係が問われている⁴³。この点、公益を優先する刑法の名誉棄損罪の免責規定（刑法230条の2）は、一般的には公共の利害に関する報道の自由と名誉保護の均衡を図ったものと考えられる⁴⁴。また、2005（平成17）年4月から全面施行された個人情報保護法では、報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、「個人情報取扱事業者等の義務等」（第4章）は適用除外とされており（旧個人情報保護法50条1項1号、改正法57条1項1号・2項⁴⁵）、報道の自由に配慮したものと解されている。

実名報道について、上記の報道機関の主張の中には明示されていないが、報道機関の経済的利益からの要請としての実名報道も当然に考慮されるべきである。

日本の新聞社は「明治期にゴシップや町ネタを中心とする小新聞」から発達し、その「目玉商品」は「実名入りの事件事故報道」であった⁴⁶。このことから、報道機関の実名報道主義が成立した背景は、「憲法理念や民主主義から要請されたものではなく」、マスコミ各社の記者たちの「取材報道技術のイロハ」（業界側のテクニカルな技法）であり、実名入りの事件事故報道を基盤に経

41 日本新聞協会編集委員会『実名報道—事実を伝えるために』（日本新聞協会編集委員会、2016年）15-24頁。

42 1999年に起きた桶川ストーカー殺人事件では、マスメディアによるメディアスクラムにより、誤解・曲解が報道され被害者遺族を苦しめる報道被害を生んだ（後述）。その一方で、雑誌記者だった清水潔氏が埼玉県警察の捜査より先に事件の容疑者を突き止め、また、上尾警察署が被害者の告訴をもみ消していたことも明らかにした。不正行為追及と公権力監視の機能を果たした事例である。朝日新聞2010年11月5日2頁、「桶川ストーカー事件、足利事件の真相を突き止めた記者が語る「警察、司法発表に依存しない取材、報道」のススメ」『リテラ』<https://lite-ra.com/2015/09/post-1488.html>（2023年9月10日最終閲覧）。さいたま地判平成14年6月27日判タ1141号291頁。

43 高橋和之「メディアの『特権』は“フリー”ではない」『ジュリスト#1230』（有斐閣、2002年）52頁以下。

44 日本新聞協会編集委員会・前掲注（41）17頁。

45 個人情報の保護に関する法律（2023年6月7日施行）57条1項（適用除外）

46 林香里「「実名か匿名か」の問いの罫 個人化する市民感覚と乖離」『Journalism 第362号』（朝日新聞社、2020年）60頁。

営を安定させることで「マスパーパーとして成長するための商品」であったといわれる⁴⁷。警察による実名発表の判断基準は概括的であり、一般市民に比べて「政治家、マスコミ、警察関係者の匿名化には寛容」⁴⁸といわれる。警察による実名発表がなされない場合には、報道機関は事実上、実名報道をすることができないため⁴⁹、報道機関は警察の実名発表から利益を得ているといえる。

以上のことから、実名報道は、プライバシーや名誉の保護と報道の自由との調整の下に置かれており、私法上の権利侵害の問題を有している。

1-3 実名公表（特定少年）の根拠と課題

2021（令和3）年改正少年法では18歳・19歳を少年法上の少年と位置づけながら、特定少年として従来の少年法とは異なる扱いをすることとした。特定少年は、家庭裁判所の審判の対象である少年でありながら、①虞犯⁵⁰が適用されない（少年法65条1項）、終局決定に関して、②保護処分決定の要件と態様について異なる扱いをする（同64条1項）、③検察官送致決定のうち、原則逆送について、その範囲を拡大する（同62条2項）、少年犯罪報道について、④実名報道を公訴提起後に解禁する（同68条）⁵¹、という18歳未満の少年とは異なる扱いがなされることになった⁵²。今回の改正少年法は、国民投票法や公職選挙法、民法の成年年齢引き下げと連動したものであるが、政治的な色彩の濃いものであった⁵³。この改正内容は、選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げにより責任ある立場となった特定少年について、「起訴され、公開の裁判で刑事責任を追及される立場となった場合には、推知報道を解禁し、社会的な批判・論評の対象となり得るものとするのが適当であると考えられたことによるもの」⁵⁴とされる。

少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起

47 林・前掲注（46）60頁。

48 「検察に追従する裁判所」の歴史的背景や「メディアと検察の一体化」する構造が指摘されている。魚住昭「検察の横暴とその背景 裁判所・メディアの責任」『法と民主主義（454）』（日本民主法律家協会、2010年）15-18頁。浅野健一「権力に弱い実名報道主義」飯島滋明編『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）78-93頁。2020年5月20日『週刊文春』（文藝春秋）に報じられた黒川弘務前検事長との賭けマージャン事件でも、居合わせた新聞記者、関係者は匿名であった。また、事件報道でも警察側の責任者の名前はめったに登場しない。林・前掲注（46）58頁。

49 田島泰彦「総論・『プライバシーと表現の自由』の問題状況と論点—個人情報保護法と犯罪被害者保護を中心に」『法律時報 第78号第4号』（日本評論社、2006年）30頁。

50 虞犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

51 ただし、公訴の提起が簡易裁判所の略式命令（刑事訴訟法第461条）の請求がされた場合は除かれる。

52 後藤弘子「実名報道と少年法改正」『論究ジュリスト No.37』（有斐閣、2021年）113-120頁。

された者」については、氏名ほか「その者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真」の出版物への掲載を禁止している。改正前までは例外的な場合⁵⁵を除いて、本人の実名が報道されることはなかった。しかし、改正少年法68条の趣旨は、18歳・19歳の特定少年について、捜査段階及び家庭裁判所での審判中は推知報道禁止が及ぶが、検察官に逆送されて公訴提起された後は解禁されるということにある⁵⁶。

実名公表については、最高検察庁が「犯罪が重大で地域社会に与える影響も深刻な事案」を検討の対象とし、典型例として裁判員裁判対象事件（故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪など）を挙げている⁵⁷。警察庁は、犯罪捜査規範209条の推知報道禁止規定を改正し、起訴後の特定少年の事件については「この限りでない」と、制限を解禁した⁵⁸。すなわち、逮捕後に報道機関に情報が共有されることが推察される。また、新聞協会の声明・見解によれば特定少年の起訴後の扱いは各社の判断に委ねられる⁵⁹。

刑事政策的な観点からすれば、特定少年の実名公表についても、推知報道禁止の対象とするのが妥当といえる。インターネットが発達した現代社会においては誤解・曲解・流言が即時に拡散し、半永久的に消去することができない状況（デジタルタトゥー）を生む。実名で報道されること

53 自由民主党政務調査会「成年に関する提言」（2015年9月17日付）

「3（1）少年法について

民法を始めとする各種法律において、我が国における「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満18歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満18歳未満に引き下げるのが適当であると考え。

他方で、罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは、満18歳以上満20歳未満の者に対する少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがあることから、この年齢層を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきであると考え。そこで、法務省においては、これら本委員会の考えを真摯に受け止め、若年者（その範囲を含む。）に関する刑事政策の在り方について全般的に見直すことも視野に入れて、刑事政策上必要な措置を講ずるための法制的検討を行うこと」

54 法務省 Web サイト https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00017#Q9（2023年9月10日最終閲覧）。

55 例えば、2018（平成30）年4月11日19歳の彦根警察官が同僚を射殺した事件では、滋賀県警が実名発表したため、朝日新聞などは実名報道した。巡査は19歳の未成年だったが、拳銃を所持し、近隣住民に危害を及ぼす恐れがあったため、滋賀県警はすぐに巡査の実名や顔写真を公開し、捜査を開始した。しかしその後、被疑者少年を通常逮捕したのちは、仮名報道に転じた。浅野健一「あまりにも都合主義的な「実名報道」『新潮45 第37巻第6号』（新潮社、2018年）75-79頁。

56 山下幸夫「特定少年の推知報道を危惧 消せない過去、ネット上に」『Journalism 第386号』（朝日新聞社、2022年）36頁。

57 産経新聞デジタル <https://www.sankei.com/article/20220428-F4QUX237MNJC7J755R6QESS6MI/>（2023年9月11日最終閲覧）。

58 「犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）」警視庁 Web サイト <https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/shounen/20220111.pdf>（2023年9月10日最終閲覧）。

59 一般社団法人新聞協会「新聞協会の少年法第61条の扱いの方針」https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html（2023年9月5日最終閲覧）。

による社会生活上の支障は、近時ますます大きくなっている。18歳・19歳の推知報道の禁止が解除されると、将来の選択をする上で大きな阻害要因となる可能性があり、更なる偏見・差別や転落を与えることになりかねない⁶⁰。

報道機関においては、検察庁の実名公表により機械的に実名報道するのではなく、少年に対して教育的に対応する少年法の趣旨を踏まえて、質の高い報道がこれまで以上に求められる。

2 実名報道と匿名報道

公益性があるなどの特別な事情がない私人にもかかわらず、当事者の実名が公表されることは、報道被害を生む要因となる。インターネットの普及により、報道機関以外の一般の人々がSNSを利用して根拠のない誤解・曲解・流言を氾濫させる事態を招くことが少なくないため、犯罪報道による報道被害は深刻かつ苛酷になっている。

報道機関に対しては、「メディアスクラム（集団的過熱取材）、大衆迎合的な取材・報道、限定された判断材料で報道される恣意的な記事、中立性・客観性を欠く報道姿勢、利益至上主義（視聴率至上主義）、ジャーナリズム精神に欠ける」⁶¹等の体質が指摘されている。

以下、被疑者（加害者）等及び被害者等が受けた報道被害の事例を取り上げ、それぞれの課題を明らかにする。また、匿名報道の事例をもとに、その現状と課題を明らかにする。

2-1 被疑者（加害者）等の報道被害

本節では、被疑者（加害者）等⁶²が受けた報道被害について、事例をもとに検討する。

(1) 富山（氷見）事件⁶³

2002（平成14）年3月13日発生の強姦未遂事件の容疑者として、同年4月15日に男性が逮捕された。全国版でなく富山県版ベタ記事で居住地とともに実名報道され、富山県内のテレビで一斉に報道された。ほとんどの人々は、報道された男性が犯人だと信じてしまった。一部の新聞は

60 山下・前掲注（56）36頁。

61 北口末広「近年のメディア報道と冤罪、捏造、改竄」『人権問題研究所紀要 第25号』（近畿大学人権問題研究所、2011年）18頁。

62 被疑者（加害者）等とは、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっている者で、いまだ起訴されていない者、（起訴された者）とその家族のこととする。

63 山際永三「富山（氷見）事件 ベタ記事でも被害深刻」飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）38-42頁。

トクダネ的な扱いをしており、犯人視実名報道の典型であった。警察は他の強姦事件との関連を捏造した。その後、男性は証拠不十分にもかかわらず2件の強姦事件で起訴され、服役した。5年が経過した2007（平成21）年1月真犯人が見つかったとして冤罪が公表され、同年再審無実が確定した。警察官・検察官⁶⁴・裁判官そして国選弁護人までもが男性を信用せず取り返しのつかない被害を男性が負うことになった。再審無罪が確定した後、「冤罪の原因を究明し、責任を追及したい」と2009（平成21）年5月、男性は国家賠償請求訴訟を起こした。5年以上に及んだ国家賠償訴訟では警察（県）の違法性は認められたが検察（国）の違法性は認められなかった⁶⁵。

この事件は、警察による証拠の捏造をともなった実名報道が、一般市民だけでなく法曹関係者にも大きな印象操作を行ったことにより、報道被害が拡大したといえる。

（2）郵便不正・厚生労働省元局長事件（村木事件）⁶⁶

2010（平成22）年9月10日に大阪地方裁判所が無罪判決を言い渡した冤罪事件。無罪判決の後、担当検察官が証拠を改竄していた事実が明らかになり、主任検察官であった大阪地方検察庁特別捜査部検事が証拠隠滅罪で、その上司である特別捜査部長及び副部長が犯人隠避罪で有罪判決を受け、処罰された。「国家公務員法により守秘義務が課されている捜査情報（関係者の供述調書の内容）が報道機関に流出し、あたかも村木氏が有罪であるかのような報道」⁶⁷が繰り返された。検察の取り調べ方針に合わせて電磁的記録の改竄を検察官が行うなど、検察の社会的信用を大きく揺るがす事件⁶⁸であった⁶⁹。

64 警察の誘導による自白、「起訴・公判・冤罪発覚後の対応・再審・国賠訴訟までの全ての段階で問題があった」との指摘について、奥村回「富山・氷見事件 非人道的捜査手法で犯人にしたあげた検察」『法と民主主義 第454号』（日本民主法律家協会、2010年）45-47頁。検察官及び警察官の行為の違法性について、西埜章『国家賠償法コンメンタール〔第3版〕』（勁草書房、2020年）428-519頁。

65 「警察情報だけに依存した犯人視の実名報道記事によって」被疑者の家族・友人・弁護士も「予断を持ってしまった」などメディアの在り方について、浅野健一「富山氷見事件国賠判決とメディアの責任」『進歩と改革 第762号』（進歩と改革研究会、2015年）69-71頁。

66 大阪地方裁判所判決 平成22年9月10日。「事件番号平成21（わ）3275 虚偽有印公文書作成，同行使被告事件」裁判所Webサイト https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=80847（2023年9月7日最終閲覧）。

67 「郵便不正・厚生労働省元局長事件（村木事件）」日本弁護士連合会Webサイト <https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/falseaccusation/case1.html>（2023年9月13日最終閲覧）。

68 この事件を契機として検察改革をめぐる議論が活発となった。川崎英明「日本検察の特質と検察改革の視点」『法と民主主義（454）』（日本民主法律家協会、2010年）4-8頁。

69 深町浩祥「サイバー犯罪の現状と課題—デジタル・フォレンジックに注目して—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第34号』（跡見学園女子大学、2022年）74頁。

(3) 痴漢冤罪逮捕事件⁷⁰

2011（平成23）年5月2日、一人で歩いていた大学専任教員であった男性に、歩行する仲間と一緒にいた自転車に乗る女子高校生がふらついてぶつかった。これが、男性による痴漢とされ逮捕・留置された。検察官は勾留請求したが裁判所が却下、検察も準抗告をしなかったため処分保留で釈放、不起訴処分になった。実名報道によって事実と異なる内容のネット書き込みが氾濫・拡散し、本人は仕事ができなくなり、妻や家族も精神的な苦痛を被り日常生活が困難になった。「本当は犯人なのではないか」と思われているのではないかと疑心暗鬼な状態で人に接することが一生涯続くなど、精神的不安定さをもたらすことが実名報道の最大の被害である、とこの男性は記している。

(4) 京都劇団員「窃盗」冤罪事件⁷¹

2011（平成23）年10月12日、京都市内で水槽（千円程度）の窃盗容疑により逮捕された劇団員2人に対する報道被害。緊急逮捕されただけで、逮捕状もなく、2人は2日後に潔白が証明され、自由の身となった。しかし、劇団員2人の境遇を揶揄するワイドショー的かつ真犯人と誤認させるような記事が書かれた。その後、新聞報道からインターネットへ拡散し、2人や劇団への誹謗中傷、公演中止と自粛、消えないインターネット上の記事など取り返しがつかない大きな被害を及ぼした。この事態は、ジャーナリズムの使命である「権力の監視」ではなく、「市民を監視（処罰・リンチ）」していることになるといえよう。

2-2 被害者等の報道被害

メディアスクラムによる報道被害は、犯罪被害者やその家族・遺族にも及ぶこととなる。いったんマスコミに報道されれば、誤解や曲解が生まれて被害者であってもバッシングに遭う危険性がある⁷²。本節では、被害者等に関する報道被害について検討する。

(1) 東電OL殺人事件⁷³

1997（平成9）年3月8日、東京都渋谷区で発生した女性殺害事件でネパール国籍の男性が逮

70 飯島慈明「痴漢冤罪逮捕事件 実名報道、そしてネットでの書き込みの氾濫」飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）29-32頁。

71 矢内真理子「京都劇団員「窃盗」冤罪事件 誤認逮捕による実名報道被害」飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）33-37頁。

72 林・前掲注（46）61頁。

73 山口正紀「事故・犯罪被害者の実名報道被害」飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）48-49頁。

捕・起訴された。無期懲役刑が確定⁷⁴していた男性について、東京高裁は2012（平成24）年6月再審開始を決定した。この決定は、冤罪事件として大きく報道された⁷⁵。

事件発生当時、被害者が東京電力に勤務する管理職であったことから興味本位に報じられた。新聞・テレビが、被害者の実名、勤務先、家族状況を報道。その内容は、被害女性を「ふしだら」に描き、男性の性的興味・関心を煽るというものであった。被害者の遺族は、その報道により被害者のプライバシーを侵害され、名誉を著しく辱められたことに苦しむこととなった。弁護士グループによる実名報道被害についての公開質問書に対して、報道各社は「被害者も実名報道が原則」と回答した。

この事件は、被疑者及び被害者ともに実名報道により、その家族・遺族を含めてプライバシー侵害や名誉毀損など大きな報道被害を受けることになった。

(2) 桶川女子大生刺殺事件⁷⁶

1999（平成11）年10月26日正午過ぎ、埼玉県桶川市で白昼、女子大生が刺殺された。被害者は、数か月前からストーカー行為や脅迫行為について埼玉県上尾警察署に相談し対処を求めた。しかし、警察が告訴調書を改竄するなど、被害者の必死の訴えを無視する杜撰な対応を続ける中で事件が起きた。そうした警察の対応に対して、後に遺族は県警を相手に国家賠償請求訴訟⁷⁷を起こした。その中で、警察側の失態が次々と暴露・糾弾され、2000（平成12）年5月のストーカー規制法制定に向けて大きな影響を与えた。

発生直後から報道機関は実名報道し、新聞・テレビワイドショー・週刊誌がメディアスクラムを組み、自宅に押しかけるなど多大な被害を被害者遺族にもたらした。被害者が名門女子大生、被疑者が風俗関係者であったことなどから、噂や憶測を交えた被害者の私生活に関する情報が興味本位に流されプライバシー侵害に発展した。真実を報じないメディアによって、被害者や遺族の名誉が著しく侵害され、遺族は二次被害に苦しんだ⁷⁸。報道機関が主張する「知る権利への奉仕」「公益を図る」「権力監視」などといった使命は全くの建前であり、視聴率・部数など「メディ

74 〔東電OL殺人事件〕最決平成15年10月20日刑集284号451頁、〔東電OL殺人事件控訴審判決〕東京高判平成12年12月22日判時1737号3頁において被疑者男性に無罪を言い渡した原判決が破棄され、無期懲役が言い渡された。検察の接見妨害について、佃克彦「検事による接見妨害 国家賠償請求訴訟で勝訴判決」『法と民主主義（454）』（日本民主法律家協会、2010年）40-41頁。

75 「東電OL殺人事件・ゴビンダ氏が佐野真一と「悪夢の渋谷」を歩いた」現代ビジネスWebサイト <https://gendai.media/articles/-/53605>（2023年9月13日最終閲覧）。

76 秋岡史『新装版 ストーカー犯罪—被害者が語る実態と対策』（青木書店、2003年）15-26頁。山口・前掲注（73）49-50頁。佐々木洋「事件がわかる 桶川ストーカー殺人事件」（2022年4月21日付）毎日新聞Webサイト <https://mainichi.jp/articles/20220418/osc/00m/040/005000d>（2023年9月15日最終閲覧）。

77 〔桶川女子大生刺殺事件国賠訴訟上告審決定〕最決平成18年8月30日。〔桶川女子大生刺殺事件国賠訴訟控訴審判決〕東京高判平成17年1月26日判時1891号3頁。清水・前掲注（16）41-71頁。

アの経済的利益」が最優先である姿勢が明らかとなった。

(3) JR 福知山線事故⁷⁹

2005（平成17）年4月25日、兵庫県尼崎市のJR福知山線が脱線し、乗員乗客合わせて106人と近所を通行していた1人が死亡、562人が重軽傷を負う事故が発生した⁸⁰。この事故について、新聞・テレビは被害者の実名、顔写真を掲載し悲劇の物語を演出した。兵庫県警は、死者のうち4人については遺族からの承諾が得られないとして実名・住所を発表しなかった。また、報道機関に対して、実名報道しないように申し入れた遺族もいた。このことは、匿名発表を申し入れない限り、意向に反して被害者が実名報道されてしまうことを意味する。ある遺族は、被害者（妻、妹）の顔写真を載せない約束をしたにもかかわらず顔写真を掲載された、と証言している⁸¹。悲劇の物語を演出し利益を得ようとする報道機関が、被害者やその家族・遺族の意向を無視して実名報道することがあるという事例である。

(4) 香川県胎児遺棄事件⁸²

2021（令和3）年9月24日、香川県丸亀市に住む妊娠4-5か月で流産した女性とその夫が、胎児の遺体を遺棄したとして香川県警に逮捕されたが、不起訴処分となった。事実と異なる内容を含んだ実名報道により、2人とも誹謗中傷を受けたり、失職したりするなど報道被害が指摘された⁸³。警察が記者クラブで広報（公表ではなくクラブ限定の便宜供与）した内容を自ら検証することなく、そのまま報道する構造的報道加害とされた事例である。この結果、報道が「逮捕で被

78 遺族は、福岡県警での講演で、「娘は3度（犯人だけでなく、2度目は警察に、3度目はマスコミに）、殺された」と強調。被害者の死後も、「親と会話がなかった」「ブランド好きだった」という虚偽の情報を流したマスコミによる二次被害に苦しんだと話した。鈴木優香・古畑航希「「娘は3度、殺された」桶川ストーカー殺人の遺族が講演」朝日新聞デジタル（2022年10月25日付）<https://www.asahi.com/articles/ASQBT04DDQB5TIPE00G.html>（2023年9月15日最終閲覧）。参考：室田康子「跡見生と桶川ストーカー殺人事件を学ぶ」『コミュニケーション文化 第15号』（跡見学園女子大学、2021年）93-102頁。

79 山口・前掲注（73）51-52頁。

80 「福知山線列車事故について」西日本旅客鉄道株式会社 Web サイト <https://www.westjr.co.jp/fukuchiyama/outline/>（2023年9月13日最終閲覧）。

81 被害者等が実名報道を争った、2007（平成19）年の兵庫県における事件が知られている。同事件は和解で終結し裁判の内実は不明であるが、原告の主張は、「氏名や住所の公開は望まない、被害者になったことを見ず知らずの人にまで知られることは迷惑かつ苦痛である、心ない中傷や詐欺のターゲットになりかねない、加害者は匿名なのに被害者側への配慮がないのは不公平」という内容であったとされる。裁判官は、「原告の苦痛は一部理解できる」としており、判決が出ていれば敗訴でなくても実名報道の問題を指摘された可能性が大きい、とされる。花岡・前掲注（16）220-221頁。

82 浅野・前掲注（27）102-109頁。

83 「流産した赤ちゃんを冷蔵庫に「手詰まり…」逮捕された夫婦が語る苦悩 香川」KSB5ch Web サイト <https://news.ksb.co.jp/article/14463138>（2023年9月14日最終閲覧）。

害、実名で二次被害、ヤフコメで三次被害」⁸⁴といわれるほど絶え間ない社会的制裁を被疑者等に与えた。

2-3 報道における被害者の意向

—津久井やまゆり園事件と京都アニメーション放火事件—

犯罪被害者等基本計画によると、警察による被害者の実名発表・匿名発表については、「犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮」していくとされている⁸⁵。

津久井やまゆり園事件（2016（平成28）年7月26日、以下「やまゆり園事件」）では、神奈川県警が「遺族の強い要望」を理由に被害者の氏名を公表しない措置をとっていた。偏見にさらされることを懸念する被害者側に配慮した措置である。一般の人々の知的障害者への視線は冷たい、という被害者の家族は多い。匿名報道は性犯罪事件など、被害者・遺族の名誉や社会生活の平穏を著しく害される事件については氏名を明らかにしないことが多い⁸⁶。やまゆり園事件の法廷では、ほとんどの被害者が匿名を望んだ。

インターネットが普及した今日、一部の報道機関でも報道してしまえば、被害者の実名は即時に拡散される。したがって、実名が知られないためには、すべての報道機関が匿名もしくは仮名での対応をすることになる。一方そのような対応は、「検証不足、横一線」と批判されてきた記者クラブの性格が強化されるおそれがある。しかし現在、報道被害の多くが報道機関自体ではなく、その報道を受けた一般の人々によるSNSなどインターネット上での書き込みの氾濫などから引き起こされている。こうした現状を踏まえると、報道を自粛することで被害が縮小される可能性はある⁸⁷。

京都アニメーション放火事件（2019（令和元）年7月19日、以下「京アニ事件」）では、被害企業や被害者の家族・遺族が、報道機関への警察による実名発表を承諾しないことが相次いだ。京都アニメーション社も実名の公表を控えるよう要望していたことや、警察庁が「公表には遺族の了承が必要」との考えを示していたこともあり、当初京都府警において実名の公表は控えられ

84 浅野・前掲注（27）105頁。

85 「犯罪被害者等基本計画 平成17年12月」警察庁Webサイト https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/basic_plan.html（2023年9月12日最終閲覧）

86 武市英雄「プライバシーより社会性重視を 匿名、実名報道について考える：津久井やまゆり園と京都アニメーション放火事件」『月刊TIMES 第44巻第4号』（月刊タイムス社、2020年）23-24頁。

87 津田正太郎「実名報道批判を乗り越えるために」『民法 第50巻第1号（通巻566号）』（日本民間放送連盟、2020年）18-19頁。

ていた。しかし、実名の公表を拒否した遺族がいたにもかかわらず、京都府警は「社会的関心が高く、重大性や公益性などから、判断し」、最終的に全員の実名発表を行った⁸⁸。京都府警から全員分（当時）の身元が報道機関に伝達されたのは事件から1か月後であった⁸⁹。このような対応の背景には、犯罪被害者基本法を前提として、報道機関による実名報道によって被害者等に生じる二次被害を防ぐことを、考慮したことがあったといえる。

京アニ事件の場合、京都府警による被害者全員の実名発表後の対応は、全員の実名報道か一部実名報道かなど報道機関によって分かれた。匿名としたい被害者等がいる一方で、被害者がどのような人物であったかを知ってもらいたいと述べる被害者遺族もいる⁹⁰。この点、①アニメクリエイターとして一定の知名度のある犠牲者については、仮に同意がなくとも亡くなったことを実名で報道することに公共性がある。②遺族の同意がある場合には実名報道は許される。③同意のない場合でも、まれにみる大事件であり、ネット上で被害者が誹謗中傷される事情もそれほどないから可能、という意見もある⁹¹。

遺族が「被害者は確かに生きていたという証」が欲しいと、実名報道を希望する場合もあり、実情としては被害者等のすべてが必ずしも匿名報道を望んでいるわけではない。例えば、実名か匿名かが「ジャーナリズム」の権力監視機能の基準である、というような狭い議論⁹²とせず、実名発表においても実名報道においても、被害者等の意向を踏まえて望ましい報道の在り方が検討されるべきである。

3 当事者が有する利益

本章では、犯罪事件の当事者が有する権利について検討する。

3-1 プライバシー（自己情報コントロール権・氏名権ほか）

プライバシーの権利については、「ひとりにしておいてもらう権利 (the right to be let alone)」⁹³、「私生活をみだりに公開されないという権利」⁹⁴等としてとらえられてきた。これに対し、高度情

88 浮田哲「京都アニメーション放火事件における被害者実名報道について—メディアの報道を検証する—」『羽衣国際大学現代社会学部研究紀要 第9号』（羽衣国際大学現代社会学会、2020年）15-16頁。

89 武市・前掲注（86）25頁。浮田・前掲注（88）16頁。

90 津田・前掲注（87）19頁。

91 曾我部・前掲注（12）17頁。

92 林・前掲注（46）64-65頁。

報通信化社会の進展に伴って、プライバシーの権利を「自己に関する情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）」⁹⁵としてとらえる見解が現れた。この自己情報コントロール権は現在、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を『どの範囲で開示し利用させるか』を決める権利」⁹⁶と理解すべきものとされる。しかし、自己情報コントロール権の外延及びその内容（誰に対して何を請求できる権利か）について学説は種々に分かれており、統一した見解は見られない⁹⁷。

最高裁は、各人の人格に本質的な生命、身体、健康のほか、名誉、氏名、肖像、プライバシー、自由及び生活等に関する諸利益のうち一定の範囲のものについては、権利ないし法的保護に値する利益として認めてきた。

情報は「いつ」「どこで」「誰が」「なにを」「なぜ」「どのように」（5W1H）という要素から構成されるところ、氏名はそのうちの「誰が」の要素⁹⁸であるが、氏名そのものを一つの人格権として捉えることもできる。判例により人格権として明確に権利を認められたものとして、氏名を他人に冒用されない権利としての氏名権⁹⁹及び名誉権¹⁰⁰があり、また、法的保護に値する人格的利益として認められたものとして、前科をみだりに公開されないという利益¹⁰¹等がある¹⁰²。

判例はプライバシーについても、法的保護に値する人格的利益として一定の場合にその侵害が違法とされることを明らかにしている¹⁰³が、憲法13条¹⁰⁴により保障された人権としてのプライバシー権が認められるか否かについては、最高裁は慎重な立場をとっている。これは、プライバシーという概念自体が極めて多義的であり、その内容が不明確であることを考慮したものと考えられる。

公法上のプライバシー保護について重要な判例として、住基ネット事件判決¹⁰⁵がある。これは

93 Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 (5) HARV. L. REV. 193, 1890.

94 増森珠美『最高裁判所判例解説 民事篇 平成20年度』（法曹界、2011年）154-158頁。

95 佐藤幸治「プライバシーの擁護」『中央公論 第85巻第4号』（中央公論社、1970年）54頁、66-69頁。情報プライバシー権ともいわれる。

96 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）203頁。同権利は、人間にとって最も基本的な、愛、友情及び信頼にとって不可欠な生活環境の充足という意味で、幸福追求権（憲法13条）の一部を構成するとともに、情報収集技術・情報技術の驚異的進展に対処する必要に応えようとするものといえる。

97 増森珠美「時の判例 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為と憲法13条」『ジュリスト#1407』（有斐閣、2010年）154頁。

98 日本新聞協会編集委員会・前掲注（41）19-20頁。

99 最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁、最判平成18年1月20日民集60巻1号137頁。

100 〔北方ジャーナル事件〕最判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁。

101 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁。

102 増森・前掲注（97）154頁。

103 最判平成7年9月5日民集176号563頁、最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。

104 憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

最高裁として「個人に関する情報がみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が憲法13条により保障されることを肯定した初めての判断である。しかし、プライバシー権ないしその一内容としての「自己情報コントロール権」が憲法上保障された人権と認められるか否かについては、正面から判断していない。また、「みだりに」の一般的判断基準について明らかにされていない¹⁰⁶。実名報道される当事者については、「個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われた否か」又は「その具体的な危険があるか否か」¹⁰⁷という観点から、権利侵害性を判断することになる。

以上のことから、当事者の氏名は「個人に関する情報」として憲法による保障を受け、警察に対する関係では公法上のプライバシーとして保護されるべきものと考えられる。

3-2 「忘れられる権利」

2014（平成26）年5月13日、欧州司法裁判所がインターネット検索サイトに表示される個人データを削除する権利を認めたことによって、いわゆる「忘れられる権利」の趣旨が肯定されたものと一般に受け止められた¹⁰⁸。他方で、「忘れられる権利」については、現実的運用のみならず、削除の基準、表現の自由、プロバイダの責任¹⁰⁹、管轄の問題等の理論的課題を同時に提起してきた。

「忘れられる権利」とは、特にインターネット上の情報の拡散防止の観点から、「個人が自己に関する情報の削除または非表示を求める権利」として理解されている¹¹⁰。従来は、インターネット上のウェブサイトにおける特定の表現がプライバシー権や名誉権を侵害する場合に、個々のウェブサイトにおける表現の削除を求めることは可能であった¹¹¹。しかし、現在はインターネット上に掲示された情報はSNSなどを通じて即時に情報が複製・拡散されるようになった。さらに近

105 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁。

106 花岡・前掲注(16)217-218頁。

107 増森・前掲注(94)164頁(注15)。

108 CJEU, *Google Spain SL and Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Coteja González*, May 13, 2014. 宮下紘「ネット社会と「忘れられる権利」の意義と課題—アメリカとヨーロッパの議論を手がかりに」奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利：個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015年）2頁。

109 プロバイダ責任制限法に関して、深町浩祥「サイバーハラスメントの課題と対策」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第35号』（跡見学園女子大学、2023年）72-77頁。

110 宮下紘「忘れられる権利」『判例時報 第2318号』（判例時報社、2017年）5頁。EUでは一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）が2018（平成30）年5月25日から施行されている。GDPR17条の「忘れられる権利」は検索エンジンで簡単に検索できないようにすることである。会田弘継・宍戸常寿・多谷千香子「ネット報道 どうあるべきか」『Journalism 第342号』（朝日新聞社、2018年）81頁。

111 宮下・前掲注(110)5頁。

時は、プライバシー保護の通信技術の発達によって端末の秘匿性が高まったことで、逆に、情報の発信者を特定することは非常に困難になっている¹¹²。

そこで、現在「忘れられる権利」は、オリジナルな情報の削除を求めるのではなく、「検索機能によって、情報が拡散されることを防止する」¹¹³ことを目的とした権利になった、と考えることが妥当である。実名報道されると、氏名に基づく検索結果として自己が公表を欲しない又は人々から忘れられていたプライバシーに関する情報がインターネット上に表示されることになる。さらに、事件・事故が検索されると同時に、当事者の氏名が表示される場合があり、結果的に意図しないプライバシー情報がインターネット上に再表示されるという状況が起こる。このような情報の再表示と拡散がプライバシー権の侵害となることを理由として、検索エンジン管理者等の個人情報取扱事業者を利用停止請求等ができることが求められている（個人情報保護法35条）¹¹⁴。

一方で「忘れられる権利」は、自己情報コントロール権の延長線上にあり、EUで特に強調されてきた本人の同意の尊重に基づく概念であるとも説明される¹¹⁵。また、従来のプライバシー権としての人格権の文脈において議論することも十分可能であり、全く新規な権利であるわけではない¹¹⁶。日本の判例¹¹⁷は「忘れられる権利」を認めているわけではなく、プライバシーの権利や名誉毀損の問題として処理している。

個人情報保護法制の整備にあたっては、表現の自由との関連で報道・取材の自由との緊張関係が指摘されている¹¹⁸。しかし、法の文言からいえば、報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、「個人情報取扱事業者等の義務等」（第4章）は適用除外であり（1-2）、報道・取材の自由への配慮が認められる。

実名報道の在り方は、現在の「忘れられる権利」の解釈と同様に、インターネット上における情報の速報性、広域性、拡散性など、現代の情報技術の発達と運用状況に鑑みて判断されるべきである。例えば、一部の報道機関ですでに採用されているが、実名報道が妥当と判断される場合

112 発信者追跡困難性について、深町・前掲注（69）71-73頁。

113 宮下・前掲注（110）5頁。

114 デジタル社会形成整備法に基づき個人情報保護法改正がなされた。主な改正要点に以下の条項がある。利用停止等（個人情報保護法35条5項）。オプトアウト規定の形骸化の是正としての第三者提供の制限「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」（同法第27条1条）ほか。

115 Viviane Reding, *The Upcoming Data Protection Reform for the European Union*, 1 INT' L DATA PRIVACY L.67 (2013)。しかし、ビッグ・データの時代では各人がそれぞれ同意の意思を示すことは困難であり、自己情報コントロール権の限界も説かれている。他方で、データ管理者とユーザーとの間の情報の非対称性に着目して、あくまで本人の明示の同意を基本原則とするアプローチもある。宮下・前掲注（108）13頁。

116 宮下・前掲注（110）5頁。

117 [「グーグル検索結果削除請求事件許可抗告決定」最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁] ほか。

118 高橋・前掲注（43）52頁以下。

であっても、新聞紙上では実名報道をするが、デジタル版では匿名報道又は有料会員のみの実名報道とする、などとすることが考えられる。

被害者等については、本人もしくは家族・遺族の実名の公表についての意向を優先すべきであり、同意なき場合は実名の公表はされるべきではないとすることが妥当といえる。次章では、同意がないにもかかわらず実名発表・実名報道をされた被害者の権利救済について検討する。

4 被害者の権利救済

本章では、被害者（存命）に焦点を当て、同意のない実名発表及び実名報道がなされた場合における被害者の権利救済について法的検討を行う。

4-1 同意のない実名発表が行われた場合の権利救済

本節では、被害者の同意のない実名発表が行われた場合の権利救済について検討する。

4-1-1 被害者の被侵害利益と実名発表における法律の根拠

同意のない実名発表が行われた場合、被害者は、プライバシーや名誉の侵害を受ける。

公法上のプライバシーに関して最高裁は、先述の住基ネット事件判決において「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が憲法13条により保障されているとした(3-1)。被害者の氏名は「個人に関する情報」として憲法による保障を受けるものであり、警察に対する関係では公法上のプライバシーとして保護されるべきものと考えられる。

行政機関による公表に関して判例は「行政上の制裁等、法律上の不利益を課すことを予定したもので〔ない〕」として法的上の根拠は不要としている(1-1)。しかし、実名発表の場合、被害者は、実名発表の法的効果として、プライバシーや名誉を直接かつ必然的に侵害されることになる。したがって、実名発表は、国民の権利利益を侵害する行為であり、法律上の根拠は必要と解することができる。

先述のとおり、警察による実名発表について明確に定めた法律は存在しない(1-1)。被害者実名発表について、「警察の職務に付随し、その責務に属する行為」¹¹⁹として、警察法2条1項が一応の根拠になり得ると解される。しかし、本節で検討している存命の被害者の同意なき実名発表の場合は、重要な憲法上の権利の侵害を伴う公権力行使であるといえ、実名発表の法律上の根拠

119 前掲注(38)東京高判平成25年11月27日判時2219号46頁。

にはならないと考えられる。

上記のことから、同意のない実名発表が行われた場合、被害者は、プライバシーや名誉の侵害を理由に、都道府県に対して国賠請求訴訟を提起することができると解される。

4-1-2 国家賠償法上の違法性の判断基準

国家賠償法上の違法性については、被疑事実の発表の場合に、真实性・相当性の法理で判断¹²⁰されている。その内容は、名誉棄損罪（刑法230条）の公共の利害に関する場合の特例（刑法230条の2）の趣旨を不法行為に及ぼす¹²¹ものである。刑法230条の2は、①事実の公共性、②目的の公益性、③摘示事実を真実と証明（真实性の証明）もしくは真実と信ずるについて相当な理由（相当性）があれば、名誉毀損罪（刑法230条）の不法行為は成立しないとする¹²²。

国家賠償法1条1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定める。最高裁は、国家賠償法上の違法性を職務行為基準説¹²³により判断¹²⁴する傾向にある。

職務行為基準説とは、「国・公共団体の作用が結果として違法であったとしても、公務員が職務上の法的（注意）義務を尽くしたときは、本条の適用上違法とはならない」¹²⁵という考え方である。言い換えれば、公務員が国民に対して負う職務上の注意義務に違反した場合に限り、違法と

120 東京高判平成11年10月21日判タ1045号135頁：衆議院議員選挙に立候補を予定して政治活動をしていた弁護士が業務上横領の被疑事実で在宅送致され、嫌疑不十分で不起訴となった事案に関し、同弁護士が、容疑を認める旨の公表を警察が報道機関に行った広報活動のため名誉が毀損されたと主張して慰謝料の支払を求めた国家賠償請求について、本件広報活動の時点までの通常行われるべき捜査活動により収集した資料によって判明した事実や関係者の供述等から、同弁護士に嫌疑があると信じたことに相当な理由があるとして請求が棄却された事例。

121 最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁「名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為は、違法性を欠いて、不法行為にならないものというべきである。」

122 この点については、行政機関に表現の自由は保障されない、また、プライバシー侵害の場合に妥当しないと批判がある。

123 本条の違法性についての主たる考え方には、公務員として職務上尽くすべき注意義務を懈怠したことをもって違法とする職務行為基準説と、公権力発動要件の欠如をもって違法と解する公権力発動要件欠如説の対立がある。宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第7版〕』（有斐閣、2021年）449-454頁、西埜・前掲注（64）187-204頁。

124 職務行為基準説に立ち違法性を否定した判例：〔芦別国家賠償請求事件〕最判昭和53年10月20日民集32巻7号1367頁、〔奈良民商事件〕最判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁ほか。職務行為基準説に立ち違法性を肯定した判例：〔三菱広島重工業・元微用工被爆者裁判／韓国人元微用工在外被爆者事件〕最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁ほか。職務行為基準説に立たない判例：〔面会不許可処分取消等請求事件〕最判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁、最判平成12年6月13日民集54巻5号1635頁など。

125 西埜・前掲注（64）185頁。

なるというものである。この説は、判例主導で形成され、判例法理として確立されてきた。

この職務行為基準説に立てば、実名発表において、警察官が被害者に対して負う職務上の注意義務とは何かが問題となる。この点について、警察法は被害者のプライバシーや名誉に対する授權規定¹²⁶を設けていない。したがって、警察法は、プライバシーや名誉に対する権利侵害まで許容していないと解することができる¹²⁷。結果的に、実名発表の判断において、警察官が職務上の注意義務を果たさず、被害者のプライバシーや名誉が侵害される結果を生じさせたか否か、という問題に帰することになる。

ドイツにおいて警察権の違法な不発動を理由とした国家賠償訴訟に関連して裁量権収縮論が承認された後、日本にも導入され、現在多数説となっている¹²⁸。この理論は、行政権限の要件が具備されていても、行政庁は効果裁量があるため不作為は違法とならない、とする行政便宜主義を克服するための法理である。裁量権収縮論は、「行政権限不行使にかかわる国家賠償請求訴訟を認容に導く重要な機能を果たし」¹²⁹しており、法の解釈を法の文面のみを求めるのではなく、「具体的事実と関連づけて法規を解釈する」という方法論に基づいて、「行政権力を国民の法益保護のために行使させる法的手段を確保」しようとするものである¹³⁰。裁量権収縮の理論において、一般的に認められている考慮要素は次の通りである¹³¹。(1) 被侵害法益：被侵害法益が生命、身体のように重要なものであるほど、作為義務が認められやすくなる。(2) 予見可能性：この要件は、作為義務を肯定するために不可欠である。(3) 結果回避可能性：規制権限の不行使による責任を認める以上、当該権限の行使により結果を回避しえたことが作為義務発生の必要条件となる。(4) 期待可能性：私人が自ら回避することが困難で行政の介入が期待される場合に認められやすくなる。

実名発表において、上記(3)結果回避可能性に関する作為義務として、次のような対応が考えられる。それは、①実名発表自体を中止しなくとも匿名発表にすることにより、侵害結果の発生を回避できる。②実名発表により被害者に生ずる侵害は、容易に予見できる。③匿名発表という結果回避措置を講じることは容易にできる、というものである。このような対応により被害者への権利侵害を回避することができるのであるから、実名発表の際、警察官は被害者に対して結果

126 原田・前掲注(34) 88-92頁。

127 警察による実名発表にあたり、プライバシーや名誉の侵害を正当化する法規範は存在しない。法律留保の原則の適用範囲について、原田・前掲注(34) 84-86頁、藤田宙靖『新版 行政法総論(上)』(青林書院、2020年) 67-70頁。

128 西埜章「行政の不作為責任 ―規制権限不行使の違法性を中心に―」『法科大学院論集 第7号』(明治大学法科大学院、2017年) 89頁。

129 原田尚彦『行政責任と国民の権利』(光文堂、1979年) 98-99頁。西埜・前掲注(128) 90頁。

130 原田尚彦「裁量権収縮論」『法学教室 第54号』(有斐閣、1985年) 71頁。西埜・前掲注(128) 90頁。

131 宇賀・前掲注(123) 462-463頁。

回避義務¹³²を負うというべきである。したがって、実名発表における職務上の注意義務の具体的内容としては、被害者が実名発表に同意していない場合は匿名発表を行う、ということとなる。よって、被害者の同意のないまま実名発表を行った場合、当該職務上の注意義務に違反するため、原則として違法と解される。

国家賠償法上の違法性が阻却される場合について判例¹³³は、「権利の濫用にあたる特段の事情」のない限り、「正当な職務行為」であるならば違法性が阻却される、としている。

実名発表における違法性阻却の判断要素としては、その目的である犯罪の予防・市民への注意喚起、警察活動の説明等、そして、国民の関心が高い（被害者が公人等である、重大な犯罪である）場合の実名発表の必要性、などがある。しかし、特に国民の関心が高い事案だからという理由で実名発表することは、必ずしも正当な職務行為の根拠になるとはいえない。匿名発表であっても「犯罪の予防」という目的は達成できると考えられるからである。

以上のことから、被害者の同意なく実名発表が行われた場合、原則として、国家賠償法上違法となると解される¹³⁴。この結論は、プライバシーに関する「自己情報コントロール権」や「忘れられる権利」からも導くことができると考えられる¹³⁵。また、被害者本人が死亡している場合も基本的に国家賠償法上違法となると解することができる。なぜならば、遺族自身のプライバシーや名誉が被侵害利益となり、上記結論は妥当するからである。

4-2 同意のない実名報道が行われた場合の権利救済

本節では、被害者の同意のない実名報道が行われた場合の権利救済について法的検討を行う。

4-2-1 被害者の被侵害利益と実名報道における法律の根拠

同意のない実名報道が行われた場合、被害者は、プライバシーや名誉の侵害を受ける。

推知報道を禁止する少年法 61 条に関して争われた私法上のプライバシーに関する裁判¹³⁶にお

132 予見した損害に対し、その損害が発生する前に対処し、発生を回避する義務。

133 〔日石郵便局爆破事件論告による名誉毀損事件〕最判昭和 60 年 5 月 17 日民集 39 卷 4 号 919 頁。

「論告において第三者の名誉又は信用を害するような陳述に及ぶことがあつたとしても、その陳述が、もっぱら誹謗を目的としたり、事件と全く関係がなかったり、あるいは明らかに自己の主観や単なる見込みに基づくものにすぎないなど論告の目的、範囲を著しく逸脱するとき、又は陳述の方法が甚だしく不当であるときなど、当該陳述が訴訟上の権利の濫用にあたる特段の事情のない限り、右陳述は、正当な職務行為として違法性を阻却され、公権力の違法な行使ということとはできないものと解するのが相当である。」

134 ただし、被害者が公人等である場合のみ違法ではない。

135 判例実務からは、これらの権利を主張する法理を援用する必要は必ずしもない。

136 最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁。

いて、少年法 61 条は「憲法で保障される少年の成長発達過程において健全に成長するための権利の保護」とともに、「少年の名誉、プライバシーを保護することを目的」とするものであり、少年法 61 条に違反して実名等の報道をする者は、「当該少年に対する人権侵害行為として、民法 709 条に基づき本人に対し不法行為責任を負う」とされた。

また、検索事業者が、特定の人の者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として第三者に提供する行為が違法となるか否かについて争われた裁判¹³⁷では、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を「比較衡量」して判断すべきものであるとした。その結果、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当」とされた(3-2)。

個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となると解される(3-1)。よって、実名報道に照らせば、「個人のプライバシーに属する事実」として法的保護の対象となり、報道機関に対して、私法上のプライバシーとして保護されるべきものといえる。

したがって、同意のない実名報道が行われた場合、被害者は、プライバシーや名誉の侵害を理由に、報道機関に対し損害賠償請求訴訟を提起することができると考えられる。

4-2-2 民法上の不法行為の成否

被害者の名誉と報道の自由との調整については、真実性・相当性の法理により判断¹³⁸される(4-1-2)。実名報道は、報道機関が相当な判断基準を持つと考えれば、目的の公益性、真実性の証明という要件は満たす可能性はある。しかし、被害者の氏名には、原則的に事実の公共性は認められないというべきである¹³⁹。したがって、原則として報道機関による実名報道の違法性は阻却されず、不法行為が成立すると解される。

また、被害者のプライバシーと報道の自由との調整に関しては、両者の比較衡量により判断される¹⁴⁰(4-2-1)。判例¹⁴¹はプライバシーの侵害については、「その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」としている。被害者が氏名(プライバシーに係る事実)の公表に同意しない場合は、その法的利益は被害者にとって非常に大きいと考えられる。なぜなら、被害者の氏名は秘匿性が高く、実名報道

137 最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 卷 1 号 63 頁。

138 前掲注(121)最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁。

139 最判昭和 28 年 12 月 15 日刑集 7 卷 12 号 2436 頁。

140 最判平成 15 年 3 月 14 日判時 1835 号 77 頁、最判令和 2 年 10 月 9 日民集 74 卷 7 号 1807 頁等。

141 最判令和 2 年 10 月 9 日民集 74 卷 7 号 1807 頁。

による被害者の不利益は大きいからである。

そこで、プライバシーとの調整が必要となる①権力監視、②訴求力、③被害者の意向の反映、といった実名報道を行う理由の妥当性が問題となる。①の権力の監視については、被害者が公人等の場合のみに実名報道することが妥当である。②の訴求力については、被害者氏名が匿名でも訴求力が大きく損なわれることはないため、実名報道することが妥当ではない。③の被害者の意向反映については、実名報道は被害者の同意の意思ある場合に限られることが妥当である。したがって、被害者が同意していない場合はもちろんであるが、意思の確認ができない場合に実名報道することも、被害者の意向に反すると考えるべきである。

以上のことから、被害者が公人等でない場合、被害者が実名報道されない法的利益は、これを実名報道する理由に優越するというべきである。したがって、被害者の同意なき場合の実名報道は、原則として違法であり、不法行為が成立すると解される¹⁴²。

おわりに

以下に、本稿で検討した内容を整理したい。

まず第1に、犯罪事件当事者の実名の公表に関して、関連する裁判例や議論を踏まえて検討した。実名の公表によって権利侵害を受ける対象として被害者や被害者の家族・遺族、特定少年を中心に被疑者（加害者）そして被疑者（加害者）の家族・親族まで考慮する必要があることを指摘した。現在の報道は、インターネット上でのSNSの隆盛によって、誤解・曲解・流言が即時拡散し、当事者は二次被害を受けやすくなっている。したがって、公益目的、犯罪予防の効果を考慮しつつも、できる限り二次被害のないよう実名の公表の在り方を再考する必要があることを示した。警察による実名発表について特に被害者においては明確な法的な根拠はないこと、また、報道機関の実名報道主義にも権利侵害の可能性があることを指摘した。いずれにしても当事者の意向に沿う必要がある。

第2に、被疑者（加害者）及び被害者に関する報道被害の事例を概観したうえで、実名報道の課題を明らかにした。実名報道は、場合によって被疑者（加害者）、被害者そしてそれぞれの家族・遺族に取り返しのつかない報道被害を及ぼしてきた。時には罪を犯していないにも関わらず加害者の親・兄弟姉妹がメディアスクラムやSNSなどによる二次被害に耐え切れず自ら命を絶つ事例もあった。また、警察・検察による証拠改竄の実態、実名報道やメディアスクラムが裁判官・弁護士等の法曹関係者に及ぼす悪影響を示した。

142 ただし、被害者が公人等である場合のみ、不法行為は成立しない。

実名の公表における課題と法的検討

第3に、当事者の有する権利について検討した。これまで議論されてきたプライバシー権、氏名権、人格権に加え、自己情報コントロール権の現状を示した。また、インターネット上のデジタルタトゥーのように一度拡散された情報を消去することで、権利侵害を防ぐ「忘れられる権利」について考察した。

第4に、警察・報道機関・被害者の三者間の問題として、同意のない実名発表・実名報道により権利侵害を受けた被害者の救済手段について法的検討を行った。被害者の同意なき実名発表は、プライバシーや名誉が被侵害利益となり、原則として、国家賠償法上違法となると解される。また、被害者が公人等でない場合は、被害者が実名報道されない法的利益は、これを実名報道する理由に優越するといふべきであり、被害者の同意なき場合の実名報道は、原則として違法であり、不法行為が成立すると考えられることを示した。

実名の公表は、現代の情報技術の発達や運用方法の変化に合わせて判断されるべきである。そして、実名の公表を行うか否かの判断は、過剰な社会的制裁を生む報道被害を少しでもなくすために、被害者のみならず被疑者（加害者）や特定少年についても慎重になされるべきであると考ええる。

【参考文献等】

浅野健一『報道加害』の現場を歩く』（社会評論社、2003年）

阿部恭子『息子が人を殺しました 加害者家族の真実』（幻冬舎、2017年）

阿部恭子『家族という呪い 加害者と暮らし続けるということ』（幻冬舎、2019年）

石井夏生利「『忘れられる権利』をめぐる論議の意義」『情報管理 第58巻第4号』（科学技術振興機構、2015年）271-285頁

今岡直子「『忘れられる権利』をめぐる動向」『調査と情報 第854号』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2015年）1-14頁

大橋洋一『行政法Ⅱ 現代行政救済論〔第4版〕』（有斐閣、2021年）

岡村逸郎『犯罪被害者支援の歴史社会学—被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立と連携』（明石書店、2021年）

音無知展『プライバシー権の再構成 自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ』（有斐閣、2021年）

小西聖子『犯罪被害者遺族 ト라우マとサポート』（東京書籍、1998年）

小西聖子『犯罪被害者の心の傷〔増補新版〕』（白水社、2006年）

齊藤麻子「公務員の職務違反の不作為と刑事責任」『刑法雑誌 第47巻第2号』（日本刑法学会、2008年）220-233頁

宍戸常寿「個人情報保護法制—保護と利活用のバランス」『論究ジュリスト No.13』（有斐閣、2015年）37-47頁

清水潔『桶川ストーカー殺人事件—遺言』（新潮社、2004年）

曾我部真裕・山本龍彦「【誌上対談】自己情報コントロール権をめぐる」『情報法制研究 第7号』（有斐閣、2020年）128-140頁。

土井翼「行政機関による公表に関する法的規律の批判的再検討」『一橋法学 第19巻第2号』（一橋大学、2020年）575-644頁

橋本和明『虐待と非行臨床』（創元社、2004年）

原田大樹『例解 行政法』（東京大学出版会、2013年）

藤岡淳子『アディクションと加害者臨床 封印された感情と閉ざされた関係』（金剛出版、2016年）

宮下紘「個人情報取扱事業者等の新たな義務」『ジュリスト #1551』（有斐閣、2020年）

諸澤英道『被害者学』（成文堂、2016年）